

資格等の取得による単位認定に関する規程

平成22年4月1日
規程第112号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、学則第65条で規定する大学以外の教育施設等における学修のうち、社会的評価を有する知識及び技能資格（以下「資格等」という。）の取得による単位認定の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(認定条件等)

第2条 単位認定の対象となる検定試験・資格等の名称、認定条件、認定対象の授業科目及び認定単位数は、別表に掲げるとおりとする。

(認定申請)

第3条 単位認定を受けようとする学生は、次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請しなければならない。

一 資格等の取得による単位認定申請書（様式第1号）

二 検定試験・資格等の合格証書・公式認定証、又は本学の学内において試験官の監督下で実施される TOEIC IP テストスコアレポートの写し

2 単位認定の申請は随時行うことができる。ただし、卒業する年度に単位認定の申請をする学生は、卒業する年度の1月15日（同日が土曜日又は学則第26条第1項若しくは同条第3項に規定する休業日に当たるときは、これらの日の翌日）までに申請しなければならない。

(単位認定)

第4条 単位の認定は、学長が行う。

2 前項の規定により単位認定された授業科目に係る成績評価は「認」の評語とする。

3 第1項で認定された単位は、学則第67条で規定する所定の単位に算入する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、資格等の取得による単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

認定対象の 授業科目	単位数	検定試験、資格等			
		TOEIC	TOEFL		実用英語 検 定
			iBT Test	Paper-delivered Test / ITP Test	
英語 I	1 単位	680 以上	73 以上	533 以上	準1級以上
英語 II	1 単位	680 以上	73 以上	533 以上	準1級以上
英語 III	1 単位	720 以上	78 以上	547 以上	準1級以上
英語 IV	1 単位	720 以上	78 以上	547 以上	準1級以上

資格等の取得による単位認定申請書

私は、下記の単位について単位の認定を受けたいので、資格等の取得による単位認定に関する規程第3条の規定に基づき申請します。

年 月 日

(あて先)
埼玉県立大学長

年度入学

学科

学籍番号

氏 名

印

記

単位認定申請科目名	単位数	検定試験・資格等	スコア等

※ 添付書類

検定試験・資格等の合格証書又は公式認定証の写し